

最近改正 令和4年3月31日例規（務）第47号

この度、別記のとおり被疑者取調べの監督の実施要綱を制定し、平成24年1月1日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別記

被疑者取調べの監督の実施要綱

第1 取調べの監督の対象

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国公委規則第4号。以下「適正化規則」という。）に基づく被疑者取調べの監督（以下「取調べの監督」という。）の対象は、警察本部（以下「本部」という。）及び警察署の取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）において行う被疑者取調べとする。

第2 監督官等

1 監督官等

- (1) 適正化規則第4条第1項に規定する取調べ監督官（以下「監督官」という。）は、本部にあっては総務部総務課の管理官又は課長補佐のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する者を、警察署にあっては総務課長をもって充てる。
- (2) 監督官の職務を補助する者（以下「監督補助者」という。）は、本部にあっては総務部総務課の係長のうちから本部長が指名する者を、警察署にあっては総務課の係長又は主任のうちから警察署長（以下「署長」という。）が指名する者をもって充てる。ただし、署長は、署情により特に必要と認めるときは、総務部総務課長と協議の上、総務課以外の係長又は主任（大阪水上警察署にあっては、泉州警備派出所副所長又は総務課以外の係長若しくは主任）を監督補助者に充てることができる。
- (3) 前記(2)にかかわらず、執務時間外における監督補助者は、本部にあっては一般当直及び新北島別館当直の当直管理責任者（当該当直管理責任者が監督官である場合を除く。）及び当直管理副責任者を、警察署にあっては当直管理責任者（当該当直管理責任者が監督官である場合を除く。）及び当直管理副責任者をもって充てる。
- (4) 本部の取調べ室において行われる取調べの監督は本部の監督官が、警察署の取調べ室において行われる取調べの監督は当該警察署の監督官が行うものとする。

2 巡察官等

適正化規則第8条第1項の巡察官は総務部総務課の管理官又は課長補佐のうちから本部長が指名する者を、巡察官の職務を補助する者は総務部総務課の係長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 取調べ調査官

適正化規則第10条第1項に規定する取調べ調査官は、取調べ監督室長をもって充てる。

4 監督補助者の指名等報告

署長は、前記1の(2)の監督補助者を指名し、又は指名を解除したときは、その都度、監督補助者の指名の状況を監督補助者指名状況一覧表（別記様式第1号）により、速やかに総務部長（総務課）宛てに報告するものとする。

第3 実施要領

1 被疑者取調べの状況の確認等

- (1) 監督官は、大阪府警察取調べ状況管理業務実施要領（令和3年3月22日例規（総）第30号）第2の1に規定する取調べ状況管理業務（以下「取調べ状況管理業務」という。）により、被疑者取調べの予定を把握するものとする。
- (2) 被疑者取調べに携わる警察官（以下「取調べ警察官」という。）は、被疑者取調べを終了した場合は、取調べ状況報告書（犯罪捜査規範（昭和32年国公委規則第2号）別記様式第16号）を当該被疑者取調べに係る捜査主任官に提出するものとし、提出を受けた捜査主任官は、取調べ状況報告書の記載内容を確認し、速やかに監督官にその写しを交付するものとする。

- (3) 監督官は、前記(2)により交付を受けた取調べ状況報告書の写しによる確認、必要に応じて行う取調べ室の外部からの視認その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行うものとする。
- (4) 監督官は、前記(3)の被疑者取調べの状況の確認を行った場合において、必要があると認めるときは、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、当該確認の結果を通知するものとする。
- (5) 監督官は、前記(3)の被疑者取調べの状況の確認を行った際現に監督対象行為があると認める場合には、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができる。この場合において、捜査主任官は、速やかに必要な措置を講じた上、その結果を監督官に通知するものとする。
- (6) 監督官は、前記(5)の場合において、捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があったときは、自ら被疑者取調べの中止その他の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を捜査主任官に通知するものとする。
- (7) 監督官は、取調べ室の外部からの視認により被疑者取調べの状況の確認を行った場合は、当該確認の結果及び前記(4)から(6)までにより講じた措置等について、その都度、視認による取調べ状況確認表(別記様式第2号)に確実に記載し、被疑者取調べの状況、措置結果等を明らかにしておくものとする。

2 被疑者取調べの状況の連絡

署長は、被疑者取調べの状況の確認の結果について、被疑者取調べを行った日(当該日の翌日の午前零時以降まで継続して被疑者取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む。)の翌日(その日が大阪府の休日に関する条例(平成元年条例第2号)第2条第1項に規定する大阪府の休日に当たる場合は、その翌日)の午前中までに、総務部総務課長に連絡するものとする。この場合における連絡は、取調べ状況管理業務に登録することにより行うものとする。

3 措置結果の報告

総務部総務課長及び署長は、その指揮に係る取調べの監督に関し、前記1の(5)又は(6)の措置が講じられたときは、当該措置の内容について、措置結果報告書(別記様式第3号)により、速やかに総務部長(総務課)宛てに報告するものとする。

第4 取調べの監督に係る都道府県警察間の連絡

- 1 大阪府警察の警察官が他の都道府県警察において被疑者取調べを行う場合又は他の都道府県警察の警察官が大阪府警察において被疑者取調べを行う場合の取調べの監督については、警察法(昭和29年法律第162号)第59条の規定に基づき相互に協力し、緊密な連携を図るものとする。
- 2 捜査共助の事務を担当する本部の所属の長(以下「担当所属長」という。)は、被疑者取調べに係る共助の連絡を行う場合又は共助の連絡を受けた場合は、その内容を速やかに総務部総務課長(執務時間外に担当所属長が共助の連絡を受けた場合で、被疑者取調べが執務時間外に行われるときは、本部の一般当直の当直管理責任者)に連絡するものとする。
- 3 取調べの監督に係る都道府県警察間の具体的な連絡の実施要領等は、業務マニュアルに定めるところによる。

第5 関係所属との緊密な連携

取調べの監督に当たっては、関係所属間で相互に緊密な連携を図るものとする。

第6 苦情の通報等

被疑者取調べに係る苦情の申出については、大阪府警察広聴相談取扱規程(平成13年訓令第21号)に定めるところにより処理するものとし、当該苦情の申出(本部及び警察署の取調べ室において行う被疑者取調べに係るものに限る。)を受けた所属の長は、速やかにその内容を総務部総務課長に通報するものとする。この場合において、当該苦情に係る取調べ警察官が他の所属の警察官であるときは、当該取調べ警察官の所属の長にも通報するものとする。

第7 所属職員に対する指導教養の徹底

所属長は、所属職員に対し、取調べの監督についての指導教養を徹底し、教養を実施した場合は、その効果を検証するとともに、必要に応じて補正教養を実施するものとする。

別記様式第1号から別記様式第3号は省略